

Technical Regulation 2019



2019年度 マツダファン・サーキットトライアル 車両規定

1. 車両

マツダファン・サーキットトライアルに参加できる車両は、JAF 国内競技車両規則第3編スピード車両規定第7章スピードB車両規定および第9章スピードD車両規定に加え、次の各項に従ったものでなければならない。また、当規定に定められていない項目は全て当初のままで、変更および改造は一切許されない

2. 純正部品

- 1) 国内向け仕様として生産者から出荷された状態のもので、無修正のものを指す。
- 2) メーカーおよびディーラーオプション（マツダスピード製品を含む）は純正部品に含まれない。
- 3) 車の通称名が同一であって型式が同じ場合のみ、異なるグレード（機種）に設定されている部品を純正部品として使用することが認められる。
- 4) 車の通称名が同一であって型式が同じ場合であっても、台数を限定して販売された車両または当初から架装自動車として持ち込み登録された車両にのみ設定されている部品は、純正部品として扱わない。また当初からであっても、この部品を使用することは純正部品を交換した、もしくは追加で装着した車両と判断する。
- 5) 使用する全ての純正部品の修正・加工は許されない。ただし、当規定に定められた部品の装着に伴う最小限の加工・削除のみ許される。
- 6) 同一車名で同一型式車両に当該部品が装着されていないものがある場合を除き、規定で許された部品の交換・取付等の理由が伴わない純正部品の取外し・削除は認められない。

3. 交換・追加部品

車両への追加部品および純正部品から交換できる部品は、全て保安基準に適合している車検対応部品だけで行い、その取り付け方法を含み、すべて道路運送車両の保安基準に従ったものであること。また、追加および交換できる部品の範囲は各クラスの改造規定に従うこととし、改造の詳細は参加申込書に全て明記すること。

4. 参加車両

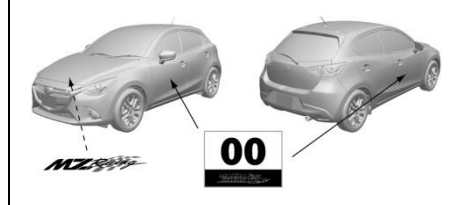
- 1) 参加車両はナンバー（登録番号）を有する国内向け仕様のマツダ車両であること。ただし、自動車検査証の有効期限の切れている（仮ナンバーを含む）マツダ車両については、B-Sports が特に認めた場合に限り、「クローズド」クラスでのみ参加が認められる。
- 2) 特に認めた場合を除き、自動車検査証記載車両の変更および構造検査の手続きが必要な改造（エンジン乗せ換え、排気量の変更、等）は禁止する。また、燃料タンクの加工や変更、燃料の給油量を増やす可能性のある改造（コネクタタンクの追加等）も禁止する。ただし、株式会社マツダ E&T が架装整備し持込登録された架装自動車に限り、そのベース車両クラスでの参加が認められる。
- 3) 座席およびシートレールは車検対応品に限り変更が認められる。競技中においても乗車定員分の座席を有すること。ただし、ロールバーを取り付けることを目的に乗車定員数を変更することが認められる。（各運輸支局等において乗車定員変更のための構造等変更検査の手続きを行うこと）
- 4) 4点式以上の安全ベルトを追加装備することを推奨する。ただし、追加装備した場合でも、既設の安全ベルト（3点式等）を変更、取り外してはならない。また、4点式以上の安全ベルトを追加装備し正しく機能させるために、競技中のみ、後部座席の最小限の部品を取り外すことが認められる。
- 5) 近接排気騒音が103dB以下（平成10年11月以降製造車は96dB以下）でなければならない。
- 6) オイルキャッチ装置を取り付ける場合、その取り付け方法は、針金やテープなどによる暫定的なものであってはならない。また、容器はプラスチック、あるいは透明な窓を備えたものでなければならない。フローバイパス還元装置は当初の機能を有すること。（大気解放は許されない）
- 7) バッテリーは自動車用の他のもへ変更することができる。また、車室内を除き堅固に固定することを条件に搭載位置を変更することができる。ただし、トランク部への搭載位置変更は、隔壁に加えてバッテリーボックスを設置すること。

8) 大会期間中を通じ、車両（燃料、潤滑油、冷却水などの液体、競技中でも使用するカメラや記録装置等の付属品を全て搭載した状態）とドライバー（ドライバーの装備品を全て着用した状態）を含めた重量が、当初の車検証もしくはカタログに記載された車両重量から、NORMAL クラスはそれ以上、その他のクラスは50kg以上であること。ただし、車種「オープン・レシプロ」、「オープン・レシプロ1250」、「オープン・ロータリー」の改造範囲 TUNED クラス、または「クローズド」クラスは100kg以上であること。構造変更により当初の車検証から重量が変わっている場合は、当初の重量が証明できる書類を携帯すること。

9) 4点式以上のロールバーの取り付けを推奨する。オープンカー（脱着式ハードトップ装着車を含む）は4点式以上のスチール材のロールバーを取り付けていること。取り付けの場合には、JAF 国内競技車両規則第3編第4章第1条4「ロールバー」の規定に従うこと。ただし、リトラクタブル（格納式）ハードトップ車は、クローズド状態時にはオープンカーとはみなされず、ロールバーの取り付けを義務付けられない。

10) 前後にけん引用穴あきブラケットを備えなければならない。車両が砂地に停車したときでも使用が可能な位置に取り付けられていなければならない。新たにけん引用穴あきブラケットを装着する場合には、JAF 国内競技車両規則第3編第7章第1条1.7)「けん引用穴あきブラケット」の規定に従うこと。

- 1) フロント・リアボンネットまたはトランクドリップを変更した場合には、少なくとも2個のファスナーを可能な限り離れた位置に取り付けること。また、ファスナーは外部突起に係る基準を満たすこと。
- 2) 競技会当日に支給される競技用ゼッケン（前部左右ドア）および指定ステッカー（ボンネット先端）を、公式車検開始前までに以下の図の位置を参考に貼付すること。また、窓などの視界を妨げる位置や、外部から容易に視認できない位置に貼付してはならない。



- 3) 障害者用運転装置を装着することができる。ただし、健常者は使用しないこと。
- 4) 車体まわりに追加・変更等する蓋然性が高く、安全の確保および公害の防止上支障がないJAF 国内競技車両規則第4編付則「アクセサリ」等の自動車部品（追加メーター、エアロパーツ類を含む）の取り付け、取り外し、変更が許される。
- 5) 前部のナンバープレートを移設することができる。ただし、道路運送車両法に従った車両前面部分の見やすい位置に確実に取り付けすること。また、競技中であっても取り外すことは許されない。
- 6) メーカーラインオフ状態での装着（純正装着）および車体（国内競技車両規則第3編第1章第4条に従う）を除き、カーボン材（カーボン含有率が全てを占めるもの）を使用しないこと。
- 7) 当該規定の2)および3)に適合しない車両は、車種「オープン・レシプロ」、「オープン・レシプロ1250」、「オープン・ロータリー」の改造範囲 TUNED クラス、または「クローズド」クラスでのみ参加が認められる。ただし、車両の部品を変更または交換したり、いかなる部品を装着・使用する場合にも、車両の使用上の責任において道路運送車両の保安基準に適合させた状態とし、その他の車両規定にも常に適合するよう維持しなければならない。
- 8) B-Sports が特に認めた場合に限り、上記項目に該当しない車両での参加を賞典外で認める場合がある。また、上記項目に該当する車両であっても、B-Sports が参加に適合しないと判断した場合には、特に理由を示すことなく出走を取り消す場合がある。

5. NORMAL クラス改造規定

- 1) NORMAL クラス参加車両は、以下の項目と同車両規定4.「参加車両」で認められた場合を除き、同車両規定2.「純正部品」のみを使用すること。
- 2) 点火装置
ハイテンションコードおよび点火プラグの変更は許される。また、アッシング機は、当該型式車両用に設定された車検対応の純正オプション部品に限り、取り付けが許される。
- 3) コンピュータ
①生産者のアップデートや純正 ECU への交換を除き、一切の変更および改造は許されない。
②電氣的に諸装置を調整できる調整装置（ECU 等のすべてのコンピュータ類のコントローラ、スピードリミッター解除装置を含む）の使用は許されない。
③データロガーの使用は許されるが、ECU を任意にコントロールできる機能が含まれていないこと。
- 4) 吸・排気系統
①エアクリナーケース、配管の変更は許されない。エレメントの変更のみ許される。
②吸気、排気マニホールド、触媒装置の変更は禁止する。マフラーの変更のみ許される。ただし、最終モデルの生産終了から8年以上が経過した車両については、当該型式車両用に設定された車検対応品に限り、触媒装置の変更が認められる。
③防熱装置（バンテージ等の装着）を施すことは許されない。
- 5) 駆動装置
クラッチディスク、クラッチカバーのみ、数および直径を除き変更することができる。
- 6) ブレーキ装置
パッド、ライニング、ローター、ホースの変更が許される。ただしローター径の変更は許されない。
- 7) サスペンション
①純正形状のダンパー（減衰力調整は可、車高調整機構は不可）、スプリングの変更が許される。ただし、純正部品として車高調整機構が備わっている車両・機種（NR-A モデル等）については、当該純正部品の使用が認められる。
②アッパーマウントの変更は許されない。
③車種「デモオ&ベリサ・クラシック」、「アクセラ・クラシック」、「アテンザ・クラシック」、「ロードスター・クラシック 2000」、「ロードスター・クラシック」、「RX-8」、「オープン・レシプロ」、「オープン・レシプロ 1250」、「オープン・ロータリー」は、車高調整機構（ネジ式、Oリング等）を伴うものに変更（使用）することができる。ただし、それらの数、形式、作動原理は変更してはならず、別タンク式のものに変更（使用）することは許されない。

- 8) タイヤおよびホイール
①通称 S タイヤ（モータースポーツ競技用タイヤ）の使用は禁止する。また、国内販売が20サイズ以上のラインナップを有する製品であること。

メーカー	使用禁止タイヤ名称
ブリヂストン	RE-520S/RE-540S/RE-55S/RE-11S/RE-11A 2.0~4.0/RE-050~12D
横浜ゴム	A08B/A048~052
ダンロップ	93J/98J/01J/02G/03G/Z II ☆α/Z II ☆β/B 02~04
東洋ゴム	FMR9/GBR/R881/R888/R888/R888R
グッドイヤー	RS Sport V-SPEC/RS Sport V2-SPEC
ミッドランド	Sport Cup
ピレリ	TROFEO/CORSA/C
クレムホ	V710/V700
ハンコック	Z214/TD Z221
ナンカン	AR-1
フェデラル	FZ-201
フジヤ	スポーツカー-DOT ラジアル

※上記以外のタイヤでも通称 S タイヤに準ずると判断される場合、猶予期間を持たず使用を禁止する場合がある。

②タイヤおよびホイールは、どのような場合でも車体と接触してはならず、車軸中心より前方30°、後方50°の範囲においてフェンダーからはみ出しはならない。また、オーバーフェンダー（片側10mm以上）の追加、フェンダーのツメ折加工は禁止する。

③タイヤおよびホイールのサイズアップは幅を最大10mm、ホイール径を最大1インチまで、サイズダウンは数値による規制なく変更することが許される。オフセットは自由に変更することが許される。リム幅は自由とするが、タイヤメーカーが指定する適用幅の範囲内に納めること。

- ④ホイールはスチール製、またはJWL またはVIA マークのあるアルミ合金製のみとする。
- ⑤タイヤの溝は、競技終了後も1.6mm以上あること。
- ⑥タイヤのウォームアップ、クールダウン、溶剤塗布等、一切の加工は許されない。
- ⑦ホイールスペーサーの使用は禁止する。
- 9) 補強
ボルトオンで装着できるものに限り、タワーバー、スタビライザー、パフォーマンスバー等の補強バーの追加・変更が認められる。ただし、車室内で調整可能であってはならない。

6. TUNED クラス改造規定

- 1) TUNED クラス参加車両は、同車両規定4.「参加車両」に常に適合した状態であれば、同車両規定2.「純正部品」、3.「追加・交換部品」に該当するいかなる部品を変更、追加、加工することが認められる（「オープン・ロータリー」クラスに限り、ロータリーエンジンのポート方式の変更、ポート加工・拡充も可）。ただし、以下の項目には従うこと。
- 2) 排気系統
触媒装置は、当該型式車両用に設定された車検対応品に限り変更が認められる。
- 3) 過給装置（ターボ、スーパーチャージャー）
①当初から過給装置を設置した車両・機種（限定車を含む）が無い車種クラスの場合、過給装置を新たに設置することは禁止される。もし、当該クラスで過給装置を新たに設置した場合、アクセラ系の車種は「マツダスピードアクセラ」、それ以外のレシプロエンジン搭載車は車両重量に応じて「オープン・レシプロ」または「オープン・レシプロ1250」、ロータリーエンジン搭載車は「オープン・ロータリー」の車種クラスで、改造範囲 TUNED クラスでのみ参加が認められる。
②当初から過給装置を設置した車両・機種（限定車を含む）がある車種クラスの場合、過給装置を変更、新たに設置することが認められる。
- 4) タイヤおよびホイール
①公道走行可能なラジアルタイヤとする（通称 S タイヤの使用も可）。ただし、国内販売が2サイズ以上のラインナップを有する製品であること。
②タイヤおよびホイールのサイズは自由とし、保安基準に適合したホイールスペーサーの使用も認められるが、どのような場合でも車体と接触してはみ出し、車軸中心より前方30°、後方50°の範囲においてフェンダーからはみ出してはならない。
③車種「オープン・レシプロ」、「オープン・レシプロ1250」、「オープン・ロータリー」の改造範囲 TUNED クラスを除き、オーバーフェンダー（片側10mm以上）の追加は禁止とするが、フェンダーのツメ折加工は認められる。
④ホイールはスチール製、またはJWL またはVIA マークのある軽合金製（マグネシウム合金製を含む）のみとする。
⑤タイヤの溝は、競技終了後も1.6mm以上あること。
⑥タイヤのウォームアップ、クールダウン、溶剤塗布等、一切の加工は許されない。

7. クローズドクラス改造規定

クローズドクラス参加車両は、同車両規定6.「TUNED クラス改造規定」に従うこと。ただし、使用できるタイヤ銘柄は自由とする。

8. 統一解釈

本規定は道路運送車両の保安基準に適合し、参加者の必要性に応じて変更、改造の範囲を必要最小限に留めることで、日常の利便性を極力損なわず、廉価な車両で平等な条件の下に、モータースポーツの真髄を堪能できるようにすることを目的として作成されたものであり、JAF 国内競技車両規則および当規則により規定されていない事項については、すべて改造、変更、取り付けが許されない解釈しなければならない。また、参加者は本規則を遵守して参加することが前提であり、本競技会の車両検査の可否が一般公道における道路運送車両の保安基準に適合していることを保障するものではないと解釈しなければならない。本規則の解釈に万一疑義を生じた場合は技術委員長の解釈を以て最終とする。